

カジノ管理委員会第87回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和5年9月22日 14時00分～15時40分

2 場所

カジノ管理委員会 12階委員会室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、北村委員、石川委員
- 坂口事務局長、嶋田次長、中山総務企画部長、原田監督調査部長、山本依存対策課長（議事担当課）、天野関東学院大学教授（2（1）の関係者）、出口財務監督課長（議事担当課）、阿部企画課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決案件

なし

2 その他の案件

（1）カジノ広告勧誘に関する文献調査について

本委託調査の研究チームの代表である関東学院大学の天野恵美子教授より、令和4年度カジノ広告勧誘に関する文献調査の結果について説明があった。

（2）大阪IR（株）第1期第1四半期報告書の概要について

監督調査部長より、大阪IR（株）第1期第1四半期報告書について説明があった。

（参考）

- ・ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）
（広告及び勧誘の規制）

第106条 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。

- 一 虚偽の又は誇大な表示又は説明
- 二 客観的事実であることを証明することができない表示又は説明
- 三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は説明

2 （略）

- 3 何人も、二十歳未満の者に対してカジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をしてはならない。

4 (略)

5 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。

一 二十歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨

二 カジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係について注意を促すために必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定める内容

6 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、二十歳未満の者に対するその影響及びカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることのないよう努めなければならない。

7・8 (略)

9 カジノ管理委員会は、第6項の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をする者に対し、当該広告又は勧誘をするに当たって従うべき指針（次条において「広告勧誘指針」という。）を示すことができる。

・カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）（抄）
（広告及び勧誘の規制）

第105条 法第106第5項の規定により同項各号に掲げる事項を表示し、又は説明する方法は、広告又は勧誘を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあっては当該事項を明瞭に表示することとし、音声により行う場合にあっては当該事項を明瞭に説明することとする。

2 法第106第5項第2号のカジノ管理委員会規則で定める内容は、カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨とする。

3・4 (略)

・特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）
（認定設置運営事業者等が行う業務の会計）

第28条 (略)

2～12 (略)

13 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を公告しなければならない。

一～三 (略)

四 四半期報告書（前項において準用する第10項の規定によりその内容を訂正したものを含む。）

五 (略)

14～19 (略)

20 国土交通大臣は、第13項各号に掲げる書類の提出があったときは、速やかに、その旨を関係行政機関の長に通知しなければならない。

以上